

国土ニュース

第 257 号 令和 6 年 3 月 1 日

発行：株式会社国土工営（認定経営革新等支援機関）

〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-36 S&Sビル 2 階

TEL：03-5227-3601 FAX：03-5227-3604

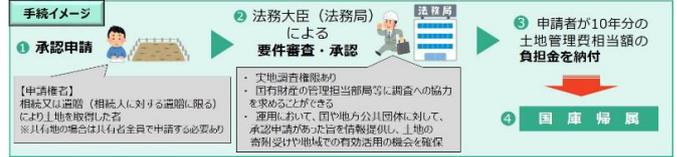
<https://www.kokudokoue1.co.jp>

編集責任者：上甲 寛

- ・自治体や国の機関による土地の有効活用が決定した
- ・隣接地所有者から土地の引き受けの申出があった
- ・農業委員会の調整等により農地として活用される見込みとなった
- ・審査の途中で却下、不承認相当であることが判明した

国側の立場からの記載なので、比較的ポジティブな取り下げ例が載っていますが、最後の「審査途中で却下・不承認相当が判明」という例がどの程度あるのかが気になります。

出典：法務省相続土地国庫帰属制度の概要



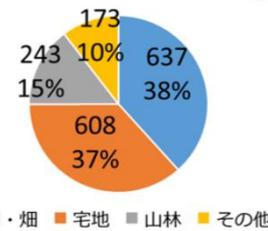
相続土地国庫帰属制度の現状

相続または遺贈によって土地の所有権を取得した相続人が、一定の要件を満たした場合、土地を国庫に帰属させる「相続土地国庫帰属制度」が施行され、もうすぐ一年が経過します。

法務省が令和 6 年 1 月 31 日に発表した統計によると、申請件数は 1661 件で、地目別でみると、田・畑 637 件、宅地 608 件、山林 243 件、その他が 173 件となっています（右図表参照「出典：法務省相続土地国庫帰属制度の統計」）。

この中で、既に審査が終了した案件が 281 件（取下げを含む）あります。申請件数と比較して未だ 17%程度です。審査に時間が掛かっている理由の記載はありませんので、審査が複雑なのかマンパワー不足なのかわかりませんが、申請から審査まで一年前後掛かることは覚悟しておいた方がよさそうです。

申請のあった土地の地目



次に、審査が終了した 281 件について詳細をみてみましょう。まず、無事国庫に帰属された件数は 117 件です。内訳は、宅地 52 件、農用地 24 件、森林 5 件、その他 36 件となっており、帰属土地が所在する都道府県 36（青森県、山形県、神奈川県、静岡県、大阪府、奈良県、兵庫県、島根県、鳥取県、大分県、沖縄県を除く）となっています。

次に、却下された件数は 3 件で、理由は「現に通路の用に供されている土地（施行令第 2 条第 1 項）に該当した」とあります。

また、不承認された件数は 7 件で、理由は下記の通りです。

- ・土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存在する土地（法第 5 条第 1 項第 2 号）に該当した
- ・民法上の通行権利が現に妨げられている土地（施行令第 2 項第 1 号）に該当した
- ・（上述以外の残り 5 件）国庫に帰属した後、国が管理に要する費用以外の金銭債務を法令の規定に基づき負担する土地（施行令第 4 条第 3 項第 4 号）に該当した

取り下げ件数は、154 件ありました。取り下げの例は次の通りです。

以前の国土ニュースでも記載しましたが、「所有者不明土地」は全国の約 20%、約 410 万ヘクタールの面積を占めると推計されています。これは 367.5 万ヘクタールの九州本土を大きく上回る面積であり、今後も拡大し続けると予測されています。

所有者不明土地の発生を抑えるため、国は今後も継続して力を入れていくものと思われます。今後同制度を活用することを検討される方は、こちらの統計データを参考にしてください。

4年に一度

2024 年（令和 6 年）は 4 年に一度のうるう年です。「うるう年」は、通常の 1 年が 365 日で構成されるのに対し、1 日追加されて 366 日で構成される年のことを指します。

うるう年は、ローマのユリウス・カエサルによって紀元前 46 年に導入されました。これは太陽年が約 365.25 日であることを考慮したものです。ただし、さらに正確な計算に基づく「グレゴリオ暦」が 1582 年に導入され、この暦法では上記のうるう年のルールが採用されています。

主なうるう年のルールは以下の通りです。

- (1) 西暦年号が 4 で割り切れる年をうるう年とする。
- (2) (1) の例外として、西暦年号が 100 で割り切れて 400 で割り切れない年は平年とする。

例えば、西暦 2004 年、2008 年、2012 年……は (1) に当てはまるので、うるう年になりますが、西暦 2100 年、2200 年、2300 年は (2) に当てはまりますので、平年となります。西暦 2000 年、2400 年は、100 でも割り切れますが 400 でも割り切れてしまうため、(2) には当てはまらず、(1) のとおりうるう年となります（上述に当てはめると 1600 年はうるう年ですが、1700 年や 1800 年はうるう年ではありません）。

何故このようなルールになったのかというと、単純にうるう年を追加するだけでは、完全に「ズレ」が修正できないからです。地球は太陽の周りを約 365.2422 日で 1 周します。しかし、私たちのカレンダーでは、1 年を 365 日としています。このため、毎年約 0.2422 日のズレが発生してしまいます。このズレが積み重なっていくと、4 年後には約 $0.2422 \text{ 日} \times 4 = 0.9688 \text{ 日}$ のズレが発生し、太陽暦とグレゴリオ暦の日付がズレてしまいます。そのためうるう年毎に 1 日追加していった場合、本来のズレよりも

約0.0312日(1日-0.9688日)分、多く加えていることとなります。

この約0.0312日のズレをさらに補正するために、上記の「うるう年のルール」で述べた、100で割り切れる年と400で割り切れる年の例外ルールが適用されています。

これによって、グレゴリオ暦ではうるう年が400年に97回設定されることで、1年の平均日数が365.2425日となります。これは太陽暦の1年の長さ(約365.2422日)と約0.0003日程度の差となり、厳密には同じではありませんが、このまま使用していても差し支えない程度の誤差ということで、現状このルールでうるう年が設定されています。

このうるう年に追加される日の事を「うるう日」と呼び

2月29日生まれの偉人	
1820年	ルイス・スウィフト/天文学者
1828年	島田魁/新選組隊士
1884年	マルセル・グラネ/東洋学者
1896年	モラルジ・デザイ(Moraji Desai)/第6代インド首相
1912年	大野耐一/トヨタ自動車元副社長
1940年	ヴァルソロメオス1世/コンスタンティヌーポリ全地総主教
2月29日生まれの文化人	
1792年	ジョアキーノ・ロッシニ/作曲家
1840年	ジョン・フィリップ・ホランド/潜水艦技術者
1860年	ハーマン・ホレリス/発明家
1880年	建島大夢/彫刻家
1892年	岸本水府/川柳作家
1896年	ウィリアム・A・ウェルマン/映画監督
1896年	クラディミール・フォーゲル/作曲家
1908年	マキノ雅弘/映画監督
1908年	バルテウス/画家
1920年	竹山広/歌人
1924年	クラジミール・クリュチコフ/政治家
1928年	兼高かおる/ジャーナリスト
1944年	丹野清志/写真家
1948年	赤川次郎/推理作家
1948年	中野正志/政治家
1948年	バトリシア・A・マキリップ/作家
1952年	男鹿和雄/アニメーション美術監督
1952年	ティム・パワーズ/作家
1956年	伊地知温子/エレクトーン奏者
1964年	羽仁未央/メディアプロデューサー
1972年	小谷元彦/彫刻家
1980年	辻村深月/小説家
2月29日生まれのスポーツ選手	
1904年	新海幸藏/大相撲力士・元関脇
1924年	アル・ローゼン/メジャーリーガー
1936年	アンリ・リシャール/アイスホッケー選手
1976年	ジョゼ・レジナウド・ピタウ/元サッカー選手
1980年	クリスティン・フレイザー/フィギュアスケート選手
1984年	ダレン・アンブローゼ/元サッカー選手
1988年	鈴木達矢/元サッカー選手
2月29日生まれの芸能人(タレント・歌手・俳優・アイドル)	
1916年	ダイナ・ショア/歌手
1920年	ミシェル・モルガン/女優
1928年	ジョス・アクランド/俳優
1936年	アレックス・ロッコ/俳優
1944年	デニス・ファリーナ/俳優
1948年	ケン・フォリー/俳優
1956年	辻畑鉄也/ミュージシャン
1960年	平松広和/声優
1960年	ハレド・ライ/歌手
1968年	飯島直子/女優
1968年	三代純歌/演歌歌手
1968年	日下千帆/フリーアナウンサー
1972年	内田朱美/アナウンサー
1976年	ジャ・ルール/ラッパー
1976年	福岡竜馬/福岡放送アナウンサー
1980年	井川絵美/タレント
1980年	松本江里子/タレント
1980年	イ・ファソン/モデル
1984年	今井りか/モデル
1984年	吉岡聖恵/ミュージシャン(いきものがかり)
1984年	石井一彰/俳優
1992年	笠原織人/俳優
2000年	堀井梨穂/アイドル(ひめキュンフルーツ缶)

出典:マイナビ子育てより筆者編集

び(今年は2月29日(木)が該当します)ますが、当然この日に生まれる人もいます。では、4年に1度しかやってこない2月29日に生まれた人の誕生日はどのようになるのでしょうか。

日本には、「年齢計算ニ関スル法律」という1902年(明治35年)12月2日に公布された僅か3項のみの法律があります。

民法に定める期間計算の原則によれば、そのときが午前零時からスタートしたものを以外「初日不算入の原則」によって算入しないこととなりますが、年齢計算ニ関スル法律では、年齢は出生の日から起算するものとして、初日不算入の例外を定めています(年齢計算ニ関スル法律第1項)。

そのため、加齢する時刻は誕生日の前日が満了する「午後12時」(24時0分0秒)と解されています。したがって、うるう日である2月29日生まれの人は4年に1度しか加齢しないというわけではなく、毎年2月28日の午後12時に加齢することになります。従って、4年に一度しか誕生日が来ないということではありませんのでどうぞご安心ください。



ちなみに、4月1日生まれの子どもが小学校に入学する場合はどうなるのでしょうか?

学校教育法には、「保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから小学校等に就学させる義務を負う」という規定(第17条第1項)があります。

一方、学校教育法施行規則第59条において、「小学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」と規定されています。これらを4月1日生まれの子に当てはめた場合、誕生日の前日である3月31日の終了時(午後12時)に満6歳になることとなります。よって、4月1日生まれの児童生徒の学年は、翌日の4月2日生まれ(4月1日午後12時に満6歳となる)以降の児童生徒の学年より一つ上ということになり、一学年は4月2日生まれから翌年の4月1日生まれの児童生徒までで構成されることになるのです。

トリニテシステム業務提携先(令和6年3月現在)

- 東京税理士協同組合
- 東京地方税理士協同組合
- 千葉県税理士協同組合
- 埼玉県税理士協同組合
- 名古屋税理士協同組合
- 東海税理士協同組合
- 京都税理士協同組合
- 滋賀県税理士協同組合
- 大阪・奈良税理士協同組合
- 神戸税理士協同組合
- 阪神三税協(伊丹・尼崎・西宮)



国土工営では

- ①土地資産家のお客様の相続対策・納税対策
- ②保有資産の収益力向上・資産の組換えなど資産強化策
- ③自社株評価補助・事業承継税制の活用等法人対策
- ④中小企業のM&A、事業再生

などを手がけております。各分野の専門家が調査・実務を担当いたしますので、お気軽にご相談ください。

- 本社:03-5227-3601
- 横浜支店:045-651-2841
- 名古屋支店:052-588-2322
- 関西支店:075-212-2801
- 大阪事務所:06-6676-7330